

# 京銀証券が移管手数料を

# 負担

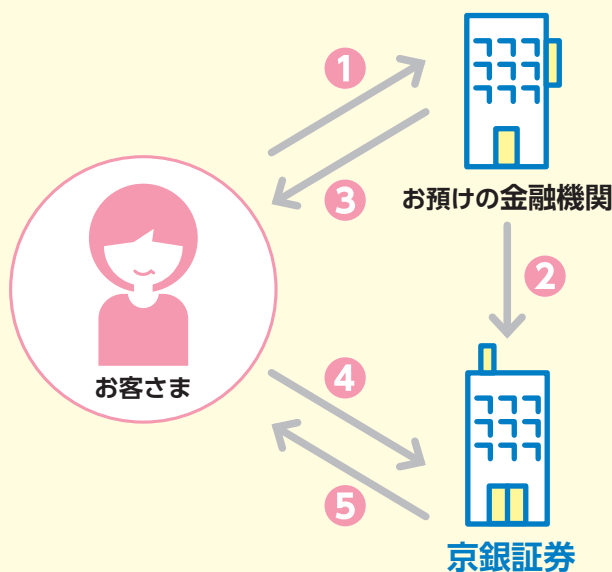
させていただきます。

上場株式・投資信託等を他社から京銀証券に移管いただいたお客さまに、移管手数料を全額負担いたします。

## サービス概要

|               |  |
|---------------|--|
| <p>対象取引</p>   | <p>●上場株式 (ETF、REIT等を含む)・投資信託等の移管*</p> <p>※ 当社にて移管がお受けできない銘柄がありますので、あらかじめ当社までご確認ください。<br/>株式に関しては、日本銀行出資証券ならびに外国株式を除く東京証券取引所 (プライム・スタンダード・グロース) 上場銘柄のみを対象とします。<br/>投資信託に関しては、京銀証券取扱いの投資信託を対象とします。<br/>個人および法人のお客さま、いずれも本サービスの対象となります。</p> |
| <p>当社負担金額</p> | <p>お客さまが移管元会社にお支払いされた移管手数料 (消費税等を含む)</p>   |
| <p>ご留意事項</p>  | <p>●「計算書」や「領収書」等の写しは、移管入庫日から3か月以内にご提出ください。<br/>(3か月を過ぎてからのご提出は、本サービスの対象外となります。)</p> <p>●移管元会社が日本国内の会社であり、お客さまが円貨で支払われた手数料を本サービスの対象とします。</p> <p>●本サービスは予告なく内容の変更または終了する場合があります。</p>   |

## お手続きの流れとお手続き内容



- 1 現在お預けの金融機関に証券移管手続きをお願いします。
- 2 お客さまの依頼に基づき、当社に入庫されます。
- 3 「移管依頼書」、「手数料等計算書」、「領収書」等、以下の項目が確認できる書類をお受け取りください。
  - ・移管依頼日
  - ・移管元口座の名義 (当社口座名義と同一であること)
  - ・移管証券の銘柄、数量
  - ・移管元会社名
  - ・移管に係る手数料額
  - ・移管先会社名が「京銀証券」であること
- 4 3で受け取った必要書類のコピーを、移管入庫日から3か月以内に京銀証券までご提出ください。複数ある場合は最初の移管入庫日から3か月以内となります。
- 5 当社で移管確認後、お申出日の属する翌月10日 (当日が休業日の場合は翌営業日) までに、当社お客さま口座へご入金いたします。

## お取引にかかるご留意事項について

- 京銀証券で取り扱う商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、京銀証券が元本を保証するものではありません。
- 金利・為替・株式市場等の変動や、有価証券の発行者の信用状況または財産状況の変化等により価格が下落し、損失が生じるおそれがあります。お取引による損失は、お客さまご自身に帰属しますので、お取引は、お客さまご自身の責任と判断で行っていただきますようお願いいたします。
- 京銀証券で取り扱う商品のお取引は、クーリング・オフの対象ではありません。
- 京銀証券で取り扱う商品へご投資していただく際には、各商品毎に所定の手数料等（国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.210%（税込）・最低2,750円（税込）の売買手数料、投資信託の場合は銘柄毎に設定された購入手数料（申込金額に対し最大3.30%＜税込＞）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最大0.5%）、運用管理費用（信託報酬（純資産総額に対し最大年率2.09%＜税込＞））等の諸経費等）をご負担いただく場合があります。お客さまにご負担いただく手数料などの合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。なお、債券を京銀証券との相対取引によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 商品毎に手数料およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読みください。
- 本資料は、京銀証券が作成した資料です。

お問い合わせ先



京銀証券ホームページ <https://www.kyogin-sec.co.jp/>

電話(代表):075-361-2220 受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

商号:京銀証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第392号 加入協会:日本証券業協会

(2023年10月2日現在)